

令和5年度 八頭町人権尊重のまちづくり講演会

と き： 6月25日(日) 9:30~11:30

ところ：〈メイン会場〉 八頭町中央公民館

〈サブ会場〉 八頭町中央人権啓発センター

今年度の学習のテーマ 「女性の人権」「性的マイノリティに関する人権」

日 程

9:00	9:30	9:40	11:10	11:30
受付	開会行事 (主催者挨拶)	講 演	質疑	閉会挨拶

開 会

主催者挨拶

八頭町人権教育推進協議会会長 吉田 英 人

講 演

演 題 「ジェンダーの視点で伝統文化・しきたりを考えてみよう」

講 師 女性学研究者 世界人権問題研究センター登録研究員

みなもと じゆんこ
源 淳子 さん

質疑等

閉会挨拶

八頭町人権教育推進協議会副会長 森 亜紀子

主催:八頭町人権教育推進協議会・八頭町・八頭町教育委員会

講演

演題

「ジェンダーの視点で伝統文化・しきたりを考えてみよう」

講師

女性学研究者 世界人権問題研究センター登録研究員

みなもと じゅんこ
源 淳子 さん

《プロフィール》1947年島根県生まれ。大学の非常勤講師および関西大学人権問題研究室嘱託研究員を定年まで勤め、現在は世界人権問題研究センター登録研究員として「日本の女性問題と宗教」を専門に研究を続けている。主な著書は『仏教と性』（三一書房）『フェミニズムが問う仏教』（三一書房）他。

ジェンダーの視点で伝統文化・しきたりを考えてみよう

6月25日

源 淳子

問題提起

- ・「伝統文化・しきたり」といわれるもの
風習・ならわし・慣例・伝統的な行動様式・習慣・先例・慣習など



- ・「冠婚葬祭」に多いのでは
- ・「冠婚葬祭」と関係するものとは

<1>ジェンダーとは何か

ジェンダー—社会的・文化的につくられた性差、生物学的性差とは違う
家事・育児、労働や教育、意思決定の場への参画などあらゆる場面で



「男」「女」をひとくくりにしたことを問う→生き方・関係性を問う

・性別役割分業の問題

性別役割分業（家庭から社会までのさまざまな仕組みをつくる）の見直し

公領域—男性役割—生産労働を主として→男らしさ（ジェンダー）

私領域—女性役割—再生産労働を主として→女らしさ（ジェンダー）

（家事・育児・介護）

- ・男女平等（ジェンダーギャップ）指数 2022年度 146カ国中 116位
要件

1. 経済活動の参加と機会（121位）
2. 教育の機会（1位）
3. 健康と寿命（63位）
4. 政治への関与（139位）

<2>女性差別とは

「女性差別撤廃条約」（1979年、1985年日本は^{ひじゅん}批准）

第1条定義

「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

区別—性別役割分業、森発言「女性が多い理事会は時間がかかります」

「女性というにはあまりにもお年だ」

排除—「女人禁制」（奈良県「大峰山」、土俵上など）

制限—2018年の東京医科大学の入学時の事件

<3>家制度とは

(1) 天皇制国家の成立

1889 (明治22) 年 『大日本帝国憲法』

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

1889 (明治22) 年 『皇室典範』

第一条 大日本国皇位ハ、祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

1890 (明治23) 年 『教育に関する勅語』 (『教育勅語』)

父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ

(2) 国家を支える家制度

天皇制国家を支える最小の共同体—「家族」→家制度—戸籍制度が支える

1870 (明治3) 年 「平民苗字許可令」 (平民が苗字をもつことを許可する)

1871 (明治4) 年 戸籍法の制定

1875 (明治8) 年 「平民苗字必称義務令」

1898 (明治31) 年 民法制定—家制度の成立



夫婦同姓となる—「入籍」=相手(夫・妻)の家の戸籍に入る

戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス (746条)

妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル

入夫及ヒ婿養子ハ妻ノ家ニ入ル (788条)

家制度

- ・父系の血統集団(養子制度あり)—長男を通して家名、家督、^{さいしけん}祭祀権の継続
親権は父親、妻の財産は夫が管理する
- ・祖先祭祀の場—祖先(先祖)と子孫の一体化(祖孫一体)—祖先の重視
- ・多産の尊重—子ども(とくに男子)を産めない女性への蔑視
- ・個人よりも「家」の優位
- ・親子の関係(縦関係)の重視—「父母ニ孝ニ」(『教育勅語』)

家制度に生きる女性→結婚の意味が明確化する→「一人前の女性意識」を形成

女の一生—親が決める見合い結婚、出産、育児と家事

嫁に「やる」「くれる」「かたづける」としてのモノ扱い

結婚しない女性を「嫁かず後家」

「家」に埋没する生き方—「夫婦相和し」(『教育勅語』)—「和」の原理

産む性—産めよ殖やせよ←墮胎罪

教育する母—良妻賢母思想(貞操教育)—母性イデオロギー←姦通罪

家制度に生きる男性

長男—跡継ぎとしての自覚—「一人前の男性意識」

次男、三男以下の男性の生き方は—労働力、兵力として—「一人前の男性意識」

(3) 祭祀権の行使

「明治民法」第 987 条

系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有權ヲ承繼スルハ家督相続ノ特權ニ屬ス

系譜—過去帳、家系図など

祭具—仏壇、位牌

墳墓—墓 (〇〇家之墓)

<4>戦後の新たな体制へ

(1) 象徴天皇制へ

1946 年 「人間宣言」

1947 年 『皇室典範』

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する

(2) 家制度の廃止—新たな家族、関係性へ

- ・ 憲法第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ・ 戸籍法の改正 婚姻—どちらか一方の姓 (95%以上女性が男性の姓に変える)



夫婦別姓が実現していない国 (国連加盟国 196 ヶ国) として

- ・ 性別役割分業の問題

- ・ LGBTQ+問題

トランスジェンダー—出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認をもつ

2004 年 「性同一性障害特例法」

同性愛者 (ホモセクシュアル) —性自認を基準に考える性的指向

ゲイ—性自認が男性で性的指向が男性に向く人

レズビアン—性自認が女性で性的指向が女性に向く人

バイセクシュアル—性的指向が女性にも男性にも向く人

パンセクシュアル—性的指向がすべての人に向く人、男女の枠を超えた人も

Aセクシュアル—性的指向をもたない人

- ◆ 異性愛者 (ヘテロセクシュアル) —性自認と異なる性別の人に性的指向が向く

<5>戦後の葬送の問題

(1) お葬式の問題

- ・ 現在の祭祀権 第 897 条

系譜、祭具および墳墓の所有權は、(中略) 慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。

- ・ お葬式の問題—一般の葬儀、家族葬、直葬→コロナ禍で葬儀の変化

・焼香順の問題

(2)お墓の問題

- ①必要としない—土地問題、管理の難しさ、墓の継承者がいない
- ②改善したい—墓に代わるものを望む（例として納骨堂）、宗教に関係ないもの
- ③これまで通り—先祖との関係、子孫へ伝えたい、癒し・よりどころになる

・お墓の種類

家墓、夫婦墓、納骨堂、永代供養型納骨、骨仏として（一心寺）、会員制の碑（もやいの碑）、合祀・合葬墓、樹林墓地・樹木墓地など

・遺骨のゆくえ—だれに頼めるのか、頼めない人の問題

<6> 「女人禁制」について

(1) 「女人禁制」とは

「女人禁制」—女人結界ともいい、女性をある一定領域から排除すること

(2) 現在残っている「女人禁制」

・土俵上—「理事長談話」（2018年4月28日発表）

相撲は神事を起源としていること

大相撲の伝統文化を守りたいこと

大相撲の土俵は力士らにとっては男が上がる神聖な戦いの場、鍛錬の場

↓

「神事」であるが、女性を不浄とはみていません、思っはいません
けっして女性差別ではありません

・「大峰山」（奈良県、正式には山上ヶ岳）

修験道の男性だけの修行の場であり残したい、1300年の伝統である
信者が守る儀礼のひとつであり、女性差別ではない

「神慮」（^{えんのみやうしよ}役行者の考え）の考えによる

「女人禁制」を解けば信者が来なくなる

山の神が嫉妬する

開放になれば、妻が山上で料理をつくるのが嫌だから妻が反対している
男の甘えを許してほしい

・その他

祇園祭の鉾の上（八坂神社）、だんじり、^{いわがみ}石上神社（淡路島）、後山（岡山県）、
沖ノ島（宗像神社）など

・特殊例として天皇の地位（皇位継承権）—『皇室典範』

第一章 皇位継承

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する

2016年3月、女性差別撤廃委員会からの最終見解案が日本政府に提出
「皇室典範に男系男子の皇族のみに皇位継承権が継承される規定が「女性差別にあたる」とし、皇位継承が女系の女子にも可能となるよう皇室典範を改正すべきである」

日本政府の対応は守る立場

(3) 「女人禁制」の解除

1872(明治5)年 太政官布告第98号

神社仏閣女人結界ノ場所ヲ廢シ登山参詣随意トス

1872(明治5)年 「修験道廃止令」

1872(明治5)年 比叡山「女人禁制」を解く (京都での博覧会開催のため)

1872(明治5)年 富士山「女人禁制」を解く (1867(慶応3)年イギリス公使パークス夫妻の登頂が機縁)

1906(明治39)年 高野山「女人禁制」を解く (日露戦争で男手の不足から)

1993年 出羽三山の解禁

<7> 「女人禁制」はどうして許されるのか

- ・ 「伝統・文化・宗教」のなかの差別に対する無関心→他人事ですませる
- ・ 伝統・文化を支える宗教に無関心→宗教の女性差別に対して寛容

<8> 今後の課題

- ・ フェミニズムが説いた「自立」
経済的自立・生活的自立・精神的自立 (社会にある差別に応じる) ・ 性的自立
+ 宗教的自立—信仰をもってももたなくても宗教を我がこととして考える
宗教における差別に敏感になる、応じる
- ・ 日本人の宗教観 日本人の総人口 123,950,000 人 (2022年7月1日現在)
宗教人口—総数 181,146,092 人 (『宗教年鑑』2021年版)

神道系 48.5%	87,924,087 人
仏教系 46.4%	83,971,139 人
キリスト教系 1.1%	1,915,294 人
諸教 4.0%	7,335,572 人
- ・ 「宗教2世」—「旧統一教会」だけではなく、非常に多い「宗教2世」がつくられているし、「宗教2世」が自分の子どもに信仰を強制している
→被害者にならないために必要なものこそ「宗教的自立」だと思われる
- ・ 女性差別的なしきたり・慣習をどのように考えていくのか
- ・ ジェンダーにかんする問題をどれだけ感じ、ただしていくことができるのか

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(2000)平成12年12月6日法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例

(2005) 平成17年3月31日条例第110号

改正 平成30年6月20日条例第17号

(目的)

第一条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に反し、いまだ厳存する部落差別をはじめその他の差別及びインターネット上における人権侵害等の問題を根本的かつ速やかに解消するため必要な事項を定めることにより、部落差別撤廃及び人権擁護を図り、もって平和な明るい町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第二条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第三条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

2 すべての町民は、インターネット等による差別及びそれらを利用したり、助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策)

第四条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、前項の施策推進に当たっては、住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮するものとする。

3 町は、人権施策を効果的に推進するための基本計画を定めるものとする。

(実態調査)

第五条 町は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(人権教育及び啓発)

第六条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、人権教育及び啓発活動等の施策を積極的に推進するものとする。

(審議会)

第七条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関として、八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の郡家町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例(平成6年郡家町条例第33号)、船岡町部落差別撤廃、人権擁護に関する条例(平成6年船岡町条例第22号)又は八東町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例(平成6年八東町条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年6月20日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

（2016）平成28年12月16日法律第109号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

人権問題に関する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律



本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律



アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律



#自分らしく生きることに寄り添う

鳥取県 LGBTQ 寄り添い電話相談窓口

電話相談窓口 **0120-65-1010**

開設日 毎月第1・3水曜日 18:00～20:00
第2・4土曜日 15:00～17:00

ひとりで悩んでいませんか

「同性が気になっている」

「こころとからだの性に違和感があり困っている」

「家族や友人が LGBTQ を理解してくれない」

「自分の性別がよく分からない」 など

多様な性の在り方について、しっかりと寄り添う相談窓口を開設
しています。

ひとりで悩まずに、まずはお気軽にご相談ください。(裏面詳細あり)

ひとりで悩んでいませんか

鳥取県は、あなたやご家族、友人に寄り添う、専用の相談窓口を開設しています。

まずはお気軽に話してみませんか。

もちろん秘密は守ります。

L レズビアン
女性同性愛者

G ゲイ
男性同性愛者

B バイセクシャル
両性愛者

T トランスジェンダー
性自認と身体的性別異なるなど

その他にも様々な性があります。性の在り方は多様です。例えば、性別を決められない人、わからない人、恋愛感情を抱かないなど、お悩みの方はご相談ください。

アウティングされて困っていませんか

アウティングとは、他人が本人の同意なく性的指向や性自認について暴露する行為です。

「労働施策総合推進法」では、職場等におけるパワハラに該当する例として、アウティングの禁止が規定されました。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例改正

鳥取県では、令和3年4月に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正施行し、性別、性的指向、性自認等あらゆる事由を理由とする差別を禁止するとともに、人権に関する問題への取組を推進し、人権が尊重される社会づくりを図ることを規定しました。

お問い合わせや人権についてお悩みの方は、下記でもご相談いただけます。まずはお気軽に最寄りの担当局にご相談ください。(受付時間：月曜日から金曜日 8:30～17:00)

中部総合事務所県民福祉局
電話：0858-23-3270
FAX：0858-23-3425

西部総合事務所県民福祉局
電話：0859-31-9649
FAX：0859-31-9639



LGBTQ

第4次

八頭町 男女共同参画 プラン

～「男女がともに輝くまちづくり」を目指して～

ダイジェスト版

●位置付け

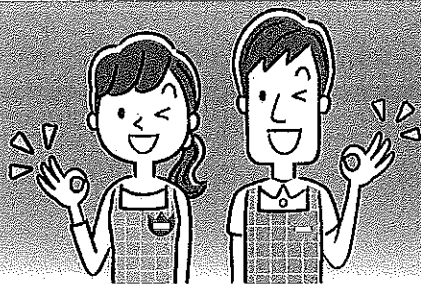
この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」第9条第1項の規定に基づいて策定するもので、八頭町における男女共同参画社会の形成を推進するための指針となる計画です。

●期 間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。



八頭町



目標

男女がともに

基本理念

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、性別による差別を受けないこと。
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負うこと。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合うこと。

計画の推進

男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効果的に推進するために、次のとおり推進体制を整備します。

1. 八頭町男女共同参画審議会の設置

八頭町男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画に関する重要事項について調査及び審議します。

2. 行政内部の推進体制の整備

役場内部に「八頭町男女共同参画推進本部」を設置し、各課と連携を図りながら総合的に施策に取り組みます。

3. 民間団体及び地域住民との連携

行政の取組はもとより、民間団体、企業、老若男女を問わず、すべての地域住民と連携を図りながら取組を進めます。

4. 八頭町男女共同参画センター（かがやき）

「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」の理念を反映し、男女共同参画推進拠点施設として、普及・啓発、相談、調査、情報収集・提供などの諸事業を実施します。

基本目標1

男女がともに参画する人づくり

誰もが自分らしく生きることができるよう、あらゆる機会を通じて男女共同参画に関わる教育・啓発活動を推進するとともに、あらゆる暴力を防止するための普及啓発や相談、支援体制の充実に努めます。

1 男女共同参画に向けた教育の充実

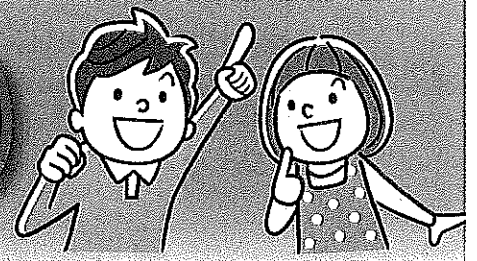
- ① 学校教育・社会教育における男女共同参画推進
- ② 家庭や地域における教育・学習の充実
- ③ 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進

2 あらゆる暴力の根絶

- ① 防止に向けた意識啓発
- ② 情報提供と相談窓口の充実
- ③ 被害者の救済と支援



輝くまちづくり



基本目標2 男女がともに担う暮らしづくり

多様な生き方、働き方、暮らし方を男女が対等に選択でき、ゆとりや生きがいを持ちながら、生涯にわたって健康的で豊かな生活ができる環境づくりを促進します。

3 職場における男女共同参画の推進

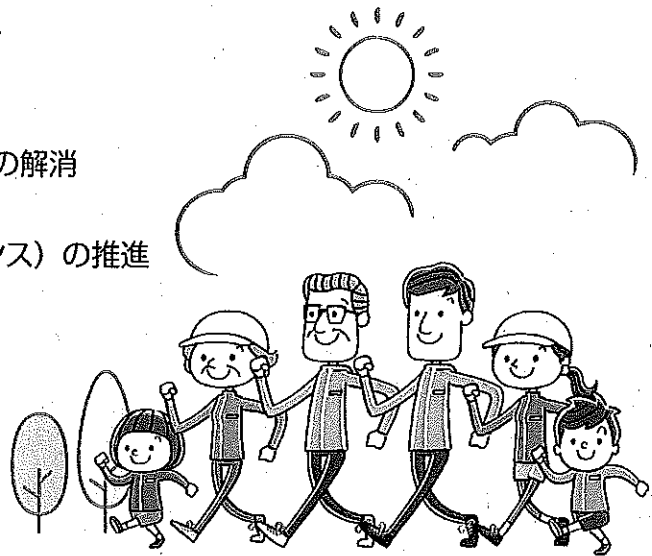
- ①男女の雇用機会均等の定着促進
- ②女性の積極的な登用
- ③女性の再就職などチャレンジ支援

4 家庭における男女共同参画の推進

- ①家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消
- ②男性の家庭生活等への参画促進
- ③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

5 生涯を通じた男女の健康支援

- ①各年代に応じた男女の健康増進
- ②母性の保護と母子保健対策の推進
- ③健康を支える食育及びスポーツ活動の推進



基本目標3 男女がともに支え合う地域づくり

男女がともに社会の対等な構成員として、地域活動や防災・災害対策など、様々な分野におけるまちづくりに積極的に参画でき、協力し合い、支え合う環境の整備を進め、地域力の向上を目指します。

6 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ①意思決定の場への女性の参画拡大
- ②女性の人材・リーダーの育成
- ③まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起

7 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ①住民活動への女性の参画
- ②多様性を認め合う意識の啓発
- ③人権を尊重した社会環境の醸成

8 地域における男女共同参画の推進

- ①地域活動団体などの育成・支援
- ②防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進
- ③子育て支援サービスの充実



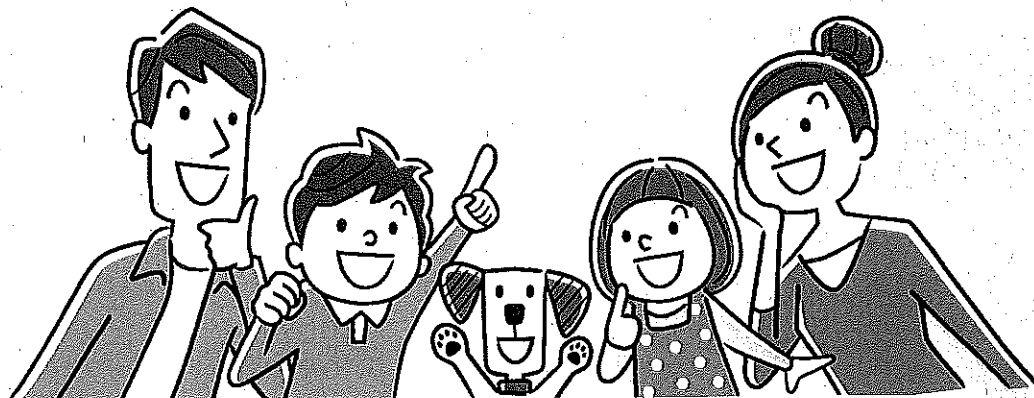
なぜ「男女共同参画」が必要なのでしょう

私たちを取り巻く社会状況は大きく変化し、少子高齢化や人口減少などに伴う働き手の減少・不足や年金問題など、多くの困難な課題に直面しています。しかし、これまでの「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」といった固定的な性別による役割分担意識が根差した社会の仕組みでは、女性の更なる社会参画、男性の家事や育児、介護への参画などが進まず、これらの課題を解決し、持続可能な社会を実現することは困難であると言われています。

そのため、性別や年齢などにとらわれず、それぞれの個性や能力の多様さを認め合い、ともに支え合いながら効率よく働き、ともに家庭や地域などで責任を果たしていく男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

八頭町では、男女がともに輝く男女共同参画社会の実現に向け、地域や職場、家庭などあらゆる機会を通じて、町民、事業者、行政が連携、協働し、男女共同参画の取組をさらに推進します。

この計画がめざすのは、性別にとわられずに一人ひとりが個性と能力を十分に発揮でき、だれにとっても喜ばししやすい社会
すなわち「男女共同参画社会」の実現です。



性別・年齢・国籍・障がいの有無などを超えて
すべての人が心豊かに暮らし活気に満ちた社会

家庭では...

家事も子育ても介護も男女が助け合いながら、みんなでやります

「男らしさ、女らしさ」にとらわれない個性を大切に
子育てをしていきます

学校では...

だれもが尊重されながら個性を発揮し
自分から学び、考え、選び、行動する姿勢を育みます

みんなが伸び伸びと学んでいきます

地域では...

老若男女が協力してだれもが住みよい活力のある地域づくりを進めていきます



働く場では...

仕事と家庭生活や個人の趣味などを両立ができる環境の中で一人ひとりが能力を発揮しながら生き生きと働いていきます

令和3年3月発行 八頭町男女共同参画センター「かがやき」

〒680-0607 鳥取県八頭郡八頭町徳丸 578-1

Tel 0858-84-2361 Fax 0858-84-2362